

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例（平成27年3月27日京都市条例第80号）（都市計画局建築指導部建築指導課）

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）京都御苑東地区地区計画が決定され、当該地区計画の区域の地区整備計画が定められたことに伴い、次のとおり当該区域内における建築物の用途及び構造に関する制限を定めることとしました。

計画地区の名称（適用区域）	制 限	
	事 項	内 容
京都御苑東A地区	建築物の用途の制限	<p>建築することができる建築物</p> <p>(1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(2) 巡査派出所、公衆電話所、建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物（同条第3号に掲げるものを除く。）及び公衆便所</p> <p>(3) 前2号の建築物に付属するもの</p>
	建築物の高さの最高限度	10メートル（勾配が10分の3から10分の4.5までの屋根を有する建築物で、軒の高さが10メートル以下であるものにあつては、12メートル）
京都御苑東B地区	建築物の高さの最高限度	10メートル（勾配が10分の3から10分の4.5までの屋根を有する建築物で、軒の高さが10メートル以下であるものにあつては、12メートル）
京都御苑東C地区	建築物の用途の制限	<p>建築することができる建築物</p> <p>(1) 京都御苑又は駐車場の管理の用に供するもの</p> <p>(2) 巡査派出所、公衆電話所、建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物（同条第3号に掲げるものを除く。）及び公衆便所</p> <p>(3) 前2号の建築物に付属するもの</p>

	建築物の高さ の最高限度	10メートル (勾配が10分の3から10分の4. 5までの屋根を有する建築物で、軒の高さが10 メートル以下であるものにあつては、12メート ル)

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月27日

京都市長 門川大作

京都市条例第80号

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 立命館大学氷室地区の項の次に次の3項を加える。

京都御苑東A地区	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）京都御苑東地区地区計画（以下「京都御苑東地区地区計画」という。）の区域のうち、地区整備計画においてA地区として区分された区域
京都御苑東B地区	京都御苑東地区地区計画の区域のうち、地区整備計画においてB地区として区分された区域
京都御苑東C地区	京都御苑東地区地区計画の区域のうち、地区整備計画においてC地区として区分された区域

別表第2 立命館大学氷室地区の項の次に次の3項を加える。

京都御苑東A地区	建築物の用途の制限	建築することができる建築物 (1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (2) 巡査派出所等（令第130条の4第3号に掲げるものを除く。）及び公衆便所 (3) 前2号の建築物に付属するもの
	建築物の高さの最高限度	10メートル（勾配が10分の3から10分の4.5までの屋根を有する建築物で、軒の高さが10メートル以下であるものにあつては、12メートル）
京都御苑東B地区	建築物の高さの最高限度	10メートル（勾配が10分の3から10分の4.5までの屋根を有する建築物で、軒の高さが10メ

		メートル以下であるものにあつては、12メートル)
京都御苑東C 地区	建築物の用途の 制限	建築することができる建築物 (1) 京都御苑又は駐車場の管理の用に供するもの (2) 巡査派出所等（令第130条の4第3号に掲げるものを除く。）及び公衆便所 (3) 前2号の建築物に付属するもの
	建築物の高さの 最高限度	10メートル（勾配が10分の3から10分の4.5までの屋根を有する建築物で、軒の高さが10メートル以下であるものにあつては、12メートル)

別表第2 祇園町南側A地区の項、桂イノベーションパークD地区の項、京都大学桂キャンパスA-2地区の項、京都大学桂キャンパスB-1地区及び京都大学桂キャンパスC地区の項及び京都大学桂キャンパスB-2地区の項中「こう配」を「勾配」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築指導課)